

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車 充電設備 導入推進補助金の概要(平成23年度)

趣旨

自動車から排出される二酸化炭素の削減に向けて、県内における電気自動車およびプラグインハイブリッド自動車(以下「電気自動車等」という。)の普及促進を図るため、電気自動車等の充電設備を整備する場合に、その経費の一部を補助

補助対象者

法人または個人事業者

補助対象事業

県内に広く一般の利用に供する電気自動車等の普通充電設備(200V充電コンセントに限る)を設置する事業

補助対象経費

充電設備の設置に必要な機器費および工事費の合計額から寄付金その他の収入の額を控除した額

補助率および補助限度額

補助率は1/3以内。

ただし、コンセント型は1台あたり7万円、ポール(スタンド)型は1台あたり10万円を上限とします。

募集期間

平成23年6月15日(水)から平成24年2月15日(水)

ただし、補助金交付額が予定額に達すると見込まれた時点で募集を終了します。

応募・問い合わせ先

滋賀県琵琶湖環境部温暖化対策課 政策推進担当

〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1-1

TEL 077-528-3494 FAX 077-528-4844